

令和6年第4回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年9月6日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第89号から議案第122号まで
- 第 6 請願第3号、陳情第8号、陳情第11号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1 番	村 川 拓 人 君	2 番	川 原 茂 君
3 番	坂 下 真 斗 君	4 番	栗 山 嘉 男 君
5 番	佐々木 ひ と み 君	6 番	平 田 和 太 龍 君
7 番	山 本 健 二 君	8 番	林 純 一 君
9 番	佐 藤 定 君	10 番	中 川 健 二 君
11 番	広 瀬 大 海 君	12 番	山 田 伸 之 君
13 番	荒 井 眞 理 君	14 番	駒 形 信 雄 君
15 番	坂 下 善 英 君	16 番	山 本 卓 君
17 番	中 川 直 美 君	18 番	佐 藤 孝 君
19 番	近 藤 和 義 君	20 番	室 岡 啓 史 君
21 番	金 田 淳 一 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	渡 辺 竜 五 君	副 市 長	鬼 澤 佳 弘 君
教 育 長	香 遠 正 浩 君	総 務 部 長	中 川 宏 君
企 画 部 長	石 田 友 紀 君	財 務 部 長	平 山 栄 祐 君
市 民 生 活 長	市 橋 法 子 君	社 会 福 祉 長	吉 川 明 君

地域振興部長	岩	崎	洋	昭	君	農林水産部長	中	川	克	典	君
観光振興部長	小	林	大	吾	君	建設部長	佐々木	雅	彦	君	
教育次長	鈴	木	健一	郎	君	消防長	中野	照	之	君	
会計管理者(兼会計課長)	石	塚	美	好	君	上下水道長	森川	浩	行	君	
両津病院管理部長	倉	内		学	君	選挙管理委員会事務局長	谷川	直	樹	君	
代監査委員表	渡	部	直	樹	君	監査委員局長	原田	健	一	君	
農業委員会事務局	木	下	和	重	君						

事務局職員出席者

事務局 長	中	川	雅	史	君	事務局次長	齋	藤	壮	一	君
議事調 査係	池		秀	和	君	議事調査係	余	湖	巳	和	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回（9月）佐渡市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日のデータは、佐渡市議会のフォルダーの中、令和6年第4回（9月）を開いて9月6日本会議（第1号）のフォルダーにアップされております。当該フォルダーの中には、議事日程等の議場配付資料、補正予算書、決算書並びに全協の際に配付された議案・報告一覧、報告、議案書、議案関係資料集がアップされておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、12番、山田伸之君及び14番、駒形信雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤孝君。

〔議会運営委員長 佐藤 孝君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 孝君） おはようございます。去る9月3日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議しましたので、御報告いたします。

会期については、本日から9月25日までの20日間とします。

会期日程については、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、諸般の報告、行政報告、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行い、散会后、各派代表者会議を開催します。

9日は、午前10時から議会基本条例特別委員会、午後1時30分からは議会広報特別委員会を開催します。

10日は、午前10時から議会運営委員会を開催します。

11日から17日までが一般質問であります。質問者は14人であります。

13日の一般質問終了後は各派代表者会議を、17日の一般質問終了後は議会基本条例特別委員会を開催します。

18日から20日までが常任委員会審査であります。

24日は午前10時から議会広報特別委員会、午後3時に今定例会付託案件に係る常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑、討論を受け付けた後、午後4時を目途に議会運営委員会を開催いたします。

9月25日が最終日であります。午後1時30分から委員長報告、議案の採決等、今期定例会最終日の議事を行います。

会期日程については以上であります。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月25日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は20日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（金田淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（金田淳一君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和6年第4回（9月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和6年第3回（6月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告を申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてでございます。報告第16号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

報告第17号 令和5年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました庁舎整備費ほか3事業が令和5年度で完了しましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第18号 令和5年度佐渡市病院事業会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました両津文化会館解体事業が令和5年度で完了しましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第19号及び第20号につきましては、令和5年度決算に基づいた健全化判断比率及び資金不足比率について、それぞれ監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

報告第21号及び報告第22号につきましては、佐渡市が出資する法人の決算に関する書類及び事業計画を提出するものでございます。

続きまして、6月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、「佐渡島の金山」世界文化遺産登録について。去る7月27日、インドのニューデリーで開催されましたユネスコの世界遺産委員会において、「佐渡島の金山」の世界遺産一覧表への記載が決定しました。これまで世界遺産登録の実現を目指し、四半世紀にわたる登録推進活動に御支援と御協力をいただきました佐渡を世界遺産にする会などの関連民間団体の皆様をはじめ、国、県、市の議員連盟の皆様、世界遺産

登録推進県民会議の会員の皆様、そして何よりも多くの市民の皆様、県民の皆様に改めて心より感謝を申し上げます。今後は引き続き国や県と連携を密にし、世界文化遺産として認められた「佐渡島の金山」というすばらしい資産を未来に継承する責務を果たし、資産の保全、活用への取組を進めてまいります。また、「佐渡島の金山」から生まれたと言われる佐渡無名異焼について、国の伝統的工芸品の指定を目指して取組を進めております。申請は終わっており、国からの審査結果を待っている状況でございます。こちらもしっかりと登録を目指し、併せた取組を進めてまいります。

2、佐渡市小木町の重要伝統的建造物群保存地区の選定について。去る8月15日の官報において、佐渡市小木町伝統的建造物群保存地区が告示され、重要伝統的建造物群保存地区に選定をされました。新潟県では2例目でございます。2例とも佐渡での選定となっております。これまで長きにわたり御尽力いただきました地域の皆様はもとより、御指導いただきました国、県、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。今後は伝統的な建造物や町並みの保全に努めるとともに、既に重伝建地区に選定されている宿根木地区、そして世界文化遺産に登録された「佐渡島の金山」の積出し港として栄えた小木の町並み、このような様々なものを組み合わせながら、佐渡金銀山で産出された金銀の積出し港、そして北前船の寄港地といった点も含めながら、港町ならではの小木町の文化や歴史、町並みのすばらしさを市民の皆様、併せて来訪者の多くの皆様にも知っていただけるよう取り組んでまいります。議員の皆様におかれましても、先ほど御報告いたしました「佐渡島の金山」とともに、今後ともより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

3、日本フィルハーモニー交響楽団と鬼太鼓の協演について。去る8月20日に落合陽一氏がプロデュースした日本フィルハーモニー交響楽団と佐渡の鬼太鼓が協演する音楽会が開催されました。日本を代表するサントリーホールにおいて、鬼太鼓をイメージしたオリジナル楽曲と畑野地区の鬼太鼓の太鼓の音の協演は、まさに圧倒される演出だったと思っております。こちらは、ぜひ地元の皆様にも見ていただきたいというふうに取り組んでいます。先般補正予算を議会からお認めいただいたところでもございますが、日本フィルハーモニー交響楽団と連携をし、10月21日、アミューズメント佐渡においてサテライト公演を予定しております。会場の都合でハーフオーケストラになりますが、市民の皆様にも鬼太鼓と日本最高峰のオーケストラが奏でる音色の協演をぜひお聞きいただきたいと考えております。

4、佐渡の高校生たちの活躍について。まず、バスケットボールでは8月4日、東京体育館において開催されました第34回全国高等学校定時制通信大会において、佐渡高校相川分校が見事優勝し、昨年に引き続き2連覇の偉業を達成いたしました。

次に、8月8日、この本会議場をお借りし、新庁舎では初めて、今年度で4回目となる高校生議会を開催いたしました。佐渡高校、佐渡総合高校、羽茂高校、佐渡中等教育学校、明誠高校から15名の生徒が参加し、今私たちが考える佐渡の未来をテーマに、若者のUターンなどといった人口減少に着目した政策提言のほか、佐渡の医療体制や地域交通のグランドデザインなど、本市の喫緊の課題に対して高校生ならではの若い視点で御提案や御意見をいただき、議論を行ったところでございます。すばらしい質問があったものと認識しております。この高校生議会を通じて、高校生の皆様が佐渡の未来や地域課題と向き合うきっかけになったものと考えております。

以上、4件につきまして、9月6日の本会議において行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いたします。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 報告案件の赤泊振興公社の事業計画の報告についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、1つは今公社との関わり、市の関わりは具体的にどうなっているのか。以前は公社との関わりみたいなものについて結構、第三セクターなわけですから、どうなのだという話があったのだけれども、今どういう関わり方になっているのかというのが1つ。

もう一つは、令和6年度の事業計画を見ますと、非常に低いのではないかと思いますのだけれども、その辺はどうですか。今行政報告の中で市長の話があったように、佐渡の世界遺産問題などもありますから、例えば宿泊者数については令和5年度が3,334人に対して令和6年度は3,500人ですよ、日帰りの利用者は4,230人だったが、4,500人にしますよという、その程度なのだけれども、観光施設ではありませんけれども、グリーンツーリズムなども含めた、そういう意味での施設でもあると思うのですが、その辺どうなっていますか。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

まず、公社との関わりの部分でございますけれども、基本的にはやはり出資者、出捐者から独立して自らの責任と判断で事業を遂行すべき法人であると考えておるところでございます。やはり将来的な経営ビジョンに基づきまして、公社自身で今後の事業展開を考えて実行していくとともに、市に過度に依存することなく、経営の自主性、自立性の強化を図っていかなければならないと考えておるところでございます。しかしながら、市としましても公社設立の目的を達成できるように、適切に関与していく必要はあると考えておるところでございます。

また、赤泊振興公社の令和6年度の目標についてでございますけれども、近年の宿泊数であったり温泉利用者数、近年の数値を加味した中で計画を立てたものと承知しておりますが、議員おっしゃられたようにやはり世界文化遺産にも登録されたことで、貴重な宿泊施設であると考えておりますので、この辺公社の方向性も含めまして、協議していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 市の関わり関係ですが、自主的にどうのこうのという話はあるのだけれども、世界遺産絡みでいろいろなこと、市長は世界遺産1年だけみたいな報道もあったけれども、それもある中で、やっぱり市として、全体として佐渡のコンテンツを磨き上げていくという側面が、隣に観光関係の部長もいらっしゃいますけれども、やっぱり必要なのではないかと。ここはここで知らないよという話ではないのだと思うのだけれども、その辺どうなのかというのが1点目です。

もう一つは、こういう公社はなかなか厳しい経営状況だというふうに思うのですが、物価高騰やいろいろなこともあって、佐渡市そのものが出捐金として9割ぐらい出していましたか。全体の資本金の9割を出しているということかというと、総務省の通知があるとおりに、出資をしている地方公共団体においては、

経営の在り方についてきちんと整理をなさいよということなのだけれども、その辺の整理の具合はどうですか。

さっき言った例えば宿泊者が3,334人が3,500人というのは、ちょっと努力目標としても少な過ぎはしませんかと思うわけ。その下の日帰り体験学習に至っては、体験学習などは今喜ばれるのだけれども、430人が450人というのは、これ。ちょっとこれは独自にやっているとはいうものの、出資している、あなた方これちょっと違うのではないのというは、やっぱり出捐をしている第三セクターの親元としての市としての助言や何かも言ったのではないかと思うのだけれども、その辺どう関わっていますか。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

今サンライズ城が浜のことをおっしゃっていたと思うのですが、これにつきましては、これまで宿泊施設メインでやらせていただいていたのですが、今佐渡観光交流機構と共にコンテンツの造成であったりとか進めているものというふうに聞いております。そういったものも踏まえまして、今回の世界遺産登録のネームバリューと申し上げますが、知名度が上がっているところもございますので、やはり相川周辺だけではなくて、南佐渡も含めてお客様に来ていただく。そして、お客様に宿泊していただくような、そのような取組というものを佐渡観光交流機構、もちろん観光振興課も含めてですけれども、引き続き進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 恐らく所管の常任委員長がこちらを向いているので、所管でがっつりやるのだと思いますが、経営状況の関係どうですか。状況は、この物価高騰の中で大丈夫なのかということをまず聞きたいのが1つ。

それと、もう一つはこれと似たような施設で、真野にある体験型でいうと潮津の里などは、結果的にもう完璧に第三セクターではあるが、もう知らないよみたいな感じで放り出しているわけなのだけれども、やっぱりこういった体験型の市が出資をしている団体は連携をして、先ほど観光振興部長が言ったようにコンテンツ磨き上げていくというようなことが私要るのだらうと思うのだけれども、後段のは今後やっていくというから、後で産建でやってくれればいいけれども、経営状況の関係と、今後の例えば先に潮津の里は放り出したと言うと変な言い方だけれども、かなり距離を置いたのと、今後赤泊振興公社も同じような流れにするという方向という理解でいいですか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 財団法の改正の際に、一般社団にするか、公益にするかという話、この議論をした上で団体として一般社団を選択しているわけですから、基本的に我々があまり、公が経営に参画していくのは私は逆にその方向とは逆ではないかというふうに思っています。ただし、あの施設非常に観光としては使いにくい施設でもあると思う。要は部屋数が少ない。ですから、利益があるときにたくさん入れることができない。どうしても平日、個人客ということで、個人のお客様ですから、平日の稼働がやっぱり弱くなってしまう。団体が入れにくい、部屋数が少ないということ。観光のホテルとしては、大きな欠点がある施設だとも私は認識しております。そういう点で、今観光振興部長から申し上げたとおり、経営を我々が放置するとかそういうことではなくて、体験型を通して長期滞在できるような仕組みづ

くり、そういうものも含めながら赤泊の公社とも様々な議論はしてまいりたいと考えております。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明申し上げます。

経営状況でございますが、令和５年度につきましては皆様お手元の資料のとおりちょっと赤字決算となっておりますけれども、赤泊につきましては指定管理施設でございまして、指定管理料のほうも観光部署のほうで見直しをかけておりますので、今後また経営努力のほうも含めまして、観光振興部とも一緒になって盛り上げていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 私は２つあります。１つは、一般会計継続費精算報告をいただきました。この４事業の中の特に庁舎整備は金額が大きい。予算で約40億円でしたので、これについて市民に分かるように一応口頭での説明もお願いしたいと思います。

それから、今の赤泊振興公社の主に宿泊施設部の分ですが、ここに補助金2,000万円というふうにありますけれども、これは1,000万円だったものを2,000万円に増やすときにも大きな議論になっております。しかし、残念ながらその成果が、1,000万円を2,000万円にした成果が出なかったと、こういう報告書にこれ見えるのです。これからもやります、これからもやりますというけれども、これまでやってこなかったものをどうやるのかと。もう少し具体的に御説明をいただきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 石田企画部長。

○企画部長（石田友紀君） では、私のほうからは庁舎整備につきまして御説明させていただきます。

庁舎整備につきましては、まず当初の予算が37億1,918万円でございました。最終的な予算合計としましては39億7,762万6,000円。この間補正を２回行っております。１回目の補正につきましては２億2,082万6,000円。このうちの１億5,000万円相当、これがインフレのスライドということになっております。２回目につきましても補正額3,762万円、こちらは全額インフレスライドだということになります。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明いたします。

市からの指定管理料につきましては、議員御指摘のとおり950万円から2,000万円のほうに上げさせていただいているものと認識しております。今の赤字の状況なのですけれども、我々観光振興課としましてもサンライズ城が浜とは定期的に意見交換のほうさせていただいております。赤泊振興公社のほうからもういったことをやりたいといったいろいろな御意見はあるのですけれども、ちょっとまだ人間的なものも含めて、ちょっと手がつけられていない状況といったところがあるかというふうに思っています。今回の世界遺産登録、先ほど中川議員の御質疑にもお答えしましたけれども、これから世界遺産登録で夏場だけでなく、秋、春にお客様多く来られる状況となるものと考えておりますので、これから佐渡観光交流機構、また佐渡の観光振興課も含めてどういったコンテンツができるのか。宿泊だけでなく、やはりコンテンツといったものも含めて、具体的に造成というものを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 一般会計の継続費精算報告についてですけれども、今の御説明は議員にはいいのですけれども、もう少し市民に分かるようにもう一度お願いしたいと思います。というのは、もうちょっと全容についての報告をしていただきたいというふうに思っています。最終的な精算の報告として、市民に分かるようにお願いします。

今ほどの最後の後段の宿泊施設部のほうですけれども、1,000万円のを2,000万円にするというのは議会としても非常に抵抗がありましたが、これを結果的には、全体的にはと言いませんけれども、議会はこの2,000万円というものを許しました。それは、その時点でも最大限努力してくださいという意味です。ですから、人間的にちょっとまだとか、そういうことを今言われても、定期的に話し合いをした結果は何ですかということです。もう少し真剣にやっていただかないと、世界遺産になったからということは、このサンライズ城が浜を救済することにはつながらないと思いますが、もう少し厳しい評価があるのかなと思いますが、遠慮せずに厳しい評価についても御報告をお願いします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） サンライズの件について御報告します。

私先ほども申し上げておりますけれども、スタッフがいかげんなことをしていると私は思っておりません。赤字、このコロナ禍の中、非常に厳しい中、削るところを削りながら取り組んでいるというのが今の現状でございます。大きな課題として、指定管理の施設、料金が上げられません。例えば10月の3連休、新潟市のビジネスホテル、どのホテル見ても2万5,000円から3万円です、1人、シングル。こういうことが指定管理でできないわけでございます。ですから、やっぱり我々としてはそういう面の料金の弾力的な運用も含めて条例の整備をしていかなければいけないですし、コロナ禍でコスト削減を含めて取り組んでおります。そして、人の問題というお話をしましたが、人の問題というのはどういうことかといいますと、1人の人間をつけて何かをやるときに、それが1人の人間の分のコストを賄えるかどうかという議論が1つ大きな議論になるわけです。すなわち挑戦することによって、赤字が増える可能性も出てくるわけでございます。そういう点も含めながらしっかり議論をしているということでございますので、今までどちらかというと受入れのほう中心の施設でございました。そして、なかなか大手団体も入れにくいというキャパシティーでございます。そういった非常に難しい、もともとの体験施設ということでございますので、そこの部分をやっていく。そこには先ほど申し上げたように、また多くの人件費がかかる可能性があるということもございますので、その辺慎重に見極めながら、赤泊地区の唯一の宿泊施設、民宿等がございますが、大きなホテルとしては唯一でございますので、そこの努力をしていくということが大事だと思っておりますが、それは継続して取り組んでまいります。

市庁舎のほうは、企画部長から御説明させます。

○議長（金田淳一君） 石田企画部長。

○企画部長（石田友紀君） では、庁舎整備につきまして、改めて御説明申し上げます。

まず、新庁舎のほうです。こちら防災拠点庁舎と呼ばれているもの、こちら3階建てとなっております。工事費につきましてはおおよそ29億円となっております。

続きまして、第2庁舎、これはいわゆる旧本庁舎、これを改修いたしております。こちらも建て替え前

と同様3階建てというところで、7億6,000万円工事費がかかっております。このほかシステム移転、それから土地購入といったところで2億円の附帯工事費というところになっております。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 赤泊、城が浜のことですけれども、前段同僚議員の質疑に対してはいわゆるDMOがこれからも一緒に頑張りますということでしたけれども、私の質疑に対してはDMOがどう努力したのかと、DMOがどうこの地域で、せっきく農業振興部とかいろいろ持っているにもかかわらず、どう努力したのかということが見えないです。いろいろと指定管理でやりにくいところあると思いますけれども、ほかに指定管理で努力して客数を上げているところは幾らでもあります。市民の目で見たときに、ここはこんな2,000万円ももらえたら自分たちがやりたいという人も出てくるほどですから、もう少し厳しい目でこれからお願いしたいと思います。DMOがどう関わっていくのか、その点だけ御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

DMOとおっしゃっていましたが、赤泊振興公社のことではよろしかったですか。今……

〔「DMOがどう関わるか」と呼ぶ者あり〕

○観光振興部長（小林大吾君） はい。先ほども申し上げているとおりなのですが、現在赤泊振興公社とDMO、佐渡観光交流機構のほうで連携して、あそこは海がございますので、体験型のプランなどを造成させていただいたというふうに聞いております。議員おっしゃるとおり指定管理料2,000万円という、ほかの施設と比べて大きな額というものを支出させてございますので、やはりそこはもちろん人件費の問題であるとか、物価高騰の問題であるとかというのもあるかと思うのですが、一緒になって、いつまでも市で負担するというのは難しいことではございますので、そこは赤泊振興公社、そしてDMO、そして我々観光振興部と一緒に、改善のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第89号から議案第122号まで

○議長（金田淳一君） 日程第5、議案第89号から議案第122号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第89号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本案は、刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、関係する条例の文言整理などの改正を行うものでございます。

議案第90号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市が独自に個人番号を利用する事務を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第91号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、投票所及び期日前投票所の投票立会人について、交代制で従事できるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第92号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和8年4月から相川小学校、七浦小学校及び金泉小学校を統合するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第93号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年度税制改正に伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、令和6年度税制改正のうち、3月31日に専決処分した事項以外のものについて所要の改正及び公益信託に関する法律の改正に伴う所得税法の寄附金税額控除規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第94号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が廃止されるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第95号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年12月2日から従来の健康保険証が廃止されることに伴い、マイナ保険証を基本とする仕組みに変更するため、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第96号から第98号までは一括して御説明をいたします。議案第96号 佐和田中学校大規模改修（機械設備）工事請負契約の締結について、議案第97号 大立地区法面落石対策工事請負契約の締結について、議案第98号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について、以上3議案は、それぞれの工事請負契約について、8月21日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第99号 字の変更について（開田六区地区）。本案は、土地改良事業により実施した県営経営体育成基盤整備事業開田六区地区の施行に伴い、字を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第100号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ7億1,542万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、持続可能な観光推進に向けた受入れ環境整備事業費を増額計上するほか、出会いの場創出事業費や普通建設事業費などを計上し、歳入では国、県支出金、繰越金、市債などを増額計上し、繰入金などを減額計上するものでございます。

議案第101号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ124万2,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動に伴う人件費などの補正を計上し、歳入では一般会計繰入金の減額を計上するものでございます。

議案第102号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ252万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事異動に伴う人件費

を減額するほか、令和５年度決算による後期高齢者医療広域連合納付金を増額計上し、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金などの増額を計上するものでございます。

議案第103号 令和６年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第１号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ３億5,942万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費を補正するほか、令和５年度決算による給付準備基金積立金及び国庫負担金などの精算返還金に関わる経費を計上し、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を計上するものでございます。

議案第104号 令和６年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第１号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1,609万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事異動などに伴う人件費及び令和５年度決算による一般会計繰出金の増額を計上し、歳入では一般会計繰入金及び繰越金の増額を計上するものでございます。

議案第105号 令和６年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第２号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2,799万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴い人件費を補正するほか、令和５年度決算による一般会計繰出金の増額を計上し、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を計上するものでございます。

議案第106号 令和６年度佐渡市病院事業会計補正予算（第１号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を70万5,000円増額し、支出を815万円減額するものでございます。また、資本的収支について、収入を５万2,000円減額するものでございます。主な補正内容は、児童手当制度の改正、最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費並びに両津病院移転新築に関わる財源を補正するほか、両津病院移転新築事業費の精査による補正を計上するものでございます。

議案第107号 令和６年度佐渡市水道事業会計補正予算（第１号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を69万5,000円増額し、支出を258万3,000円減額するものでございます。また、資本的収支について、支出を504万円減額するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の補正を計上するものでございます。

議案第108号 令和６年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第１号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を3,114万2,000円、支出を3,110万3,000円それぞれ増額するものでございます。また、資本的収支について、収入を272万6,000円、支出を29万2,000円それぞれ減額するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動に伴う人件費などの補正を計上し、当初予算編成後の事由による修繕費及び財源の繰入金を増額するほか、災害復旧事業に関わる収入の補正を計上するものでございます。

議案第109号から第119号までは一括して御説明いたします。議案第109号 令和５年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第110号 令和５年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第111号 令和５年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第112号 令和５年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第113号 令和５年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第114号 令和５年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第115号 令和５年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算

の認定について、議案第116号 令和5年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 令和5年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 令和5年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 令和5年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上11議案は令和5年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第120号から第122号までは一括して御説明をいたします。議案第120号 令和5年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議案第121号 令和5年度佐渡市水道事業会計決算の認定について、議案第122号 令和5年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について、以上3議案は令和5年度佐渡市企業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第89号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

いわゆる番号法第9条2項に基づいての事務の独自利用、いわゆる法定事務だけではなくて、独自利用をやるということになるのだけれども、具体的にどうなるのかということをやっとお伺いしたい。

まず、1つは先ほども、この後ありますけれども、マイナンバーカードの有無とは関係なく利用されるものだというふうに思うのだけれども、その辺どうなのか。

独自利用できる範囲の中に税の関連事業は入っていることになるのかどうか、ちょっと分かりにくいので、そこを聞きたいのが2点目。

3つ目は、この情報については個人の確認、了承なしにできるのだらうと思うのだけれども、その辺はどうなっているのか。

4つ目は、利用範囲です。例えば資料に示している、11ページの住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係、医療保険の給付関係とか、結構多くの情報がマイナンバーとひもづけられるわけなのだけれども、万が一漏えいしたような場合は補償のようなものは当然あるというふうに理解していいですね。

最後に、特定個人情報の提供、番号法第22条に掲げているこの関連では、具体的にどんなふうにあなた方は想定をしているのか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

事業の中身のほうですけれども、まず税の関係が入っているかという。税のほうは入っておりません。今回医療関係で独自利用というような形で、6事業を掲げさせていただいております。

個人の了解という部分につきましては、ここは法定事務のほか、独自利用条例で定めればできるということになっておりますので、そちらのほうを適用し、今回条例を上程させていただいたところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

全体の形でございますけれども、個人情報の関係につきましては、当然もし何らかの侵害、プライバシーの侵害とか、そういったものに関しましては、市民の利便性の向上の観点から情報を集めていきたいというところでございます。マイナンバー利用の範囲につきましては、条例で定められた行政事務と限定されておりますので、そういう形の中で進めているのが現状でございます。実際にこの後につきましては、この条例改正をした中で、今後国の個人情報審査委員会のほうにこういった改正をしたというところで報告をし、その後進めていくという形になっております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 私のところにも来るのかな。担当の委員会で詳しくやってもらいたいと思うのですが、個人情報今極めて重大です。マイナンバー、番号法との関係での個人情報の取扱いがどうなるのかというのは非常に市民にとっては心配事なのだけれども、先ほど言いましたが、まず1点目の特定個人情報の提供、第22条関係はどうなるのかちょっと分かりづらいので、教えていただきたい。番号法の第22条の中で特定の個人情報提供のことが書かれています。これちょっと分かりにくいので、具体的に教えていただきたい。

利用の範囲、つまり先ほど、あなた方の資料でいう11ページにある妊産婦の医療費助成事業に関するものの中では7項目挙げています。これをどのように利用するのか。法定事務との関係でいうと、例えば国税の関係なんかは法定事務関係でリンクしているのだと私は思っているのだけれども、市民税の場合、今回の場合は出ていないようなのだけれども、その辺はどうなるということを聞きたいわけ。これ、つまり何で聞かかという、例えばひとり親家庭の医療費の助成関係情報だとか生活保護の関係情報というものがデータ化されて、マイナンバーでリンクをされるわけです。蓄積されるわけです。それが外へ出たりしたときにはやっぱり市民として嫌でしょう。重度心身障害者の問題も、いろいろなもの。そういうものの担保は本当に大丈夫なのかと。それをここに進むことによって、何をどう使うのと聞いたの、一言で言うと。そういうことです。よろしいですか、あと1回しかないの。うまくごまかせばあと1回で終わります。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

何をどう使うかという、例えば市民の方がこれまで手続においていただいたときに必要だった添付書類とかそういったものを、マイナンバーの独自利用することによって、そういった書類の添付が不要になるということで、私どもがそういったところをマイナポータルのほうに確認をしに行くというような状況になりますので、あくまでもそれが漏れるというような状況は考えてはおりません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「22条関係。今の22条関係はどうなるんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 大変失礼しました。法第22条の関係でございますけれども、個人情報の提供の関係でございます。それにつきましては、個人情報の提供という形の中では、特定事業者等に提供する場合には必要な指導監督をしなければならないというふうになってございます。ただ、この番号法の関係の中では個人情報とはまた別個の形の中で進めるものと認識しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） これで終わりますけれども、今社会的にも問題になっている個人情報の取扱いと番号法に伴うマイナンバーとの関連です。そうと承知してはなくて、今言った第22条関係で言えば、先ほどこちらの総務部長が言った庁内だけで利用するのではないわけでしょう。提供が欲しいという事業者にも提供できるわけではない。だから、その辺の担保がしっかりしているのかということも聞いているわけなのだけれども、今インターネット開けば独自利用どうやってやっているのかというのはマニュアル出ています。私も一応見て聞いているのだけれども、もっとささっと市民が安心できるように答えていただかないと困る。先ほど言ったように、そうすると、先ほどこちらの市民生活部長が言いましたが、庁舎内の中で、結局個人のマイナンバーに蓄積されている情報については市役所の中で見ることはできる。確認できる。個人のマイナンバーは、確認できるということですね。個人のポータルサイトがあって、そこで個人しか見れませんみたいな報道はされているのだけれども、実は行政の中では個人のマイナポータルのひもづけされている情報にアクセスすることができるということですね、先ほどの答弁は。そうなのだ。できるのだ。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

今回条例を提案させていただきまして、この御承認をいただいた後、国のほうに申請をし、国の許可が下りた段階で私どものほうがそのアクセスができるというような形になるというふうに、段取りにしております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

議案第91号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 健康保険証の廃止に伴うものですが、今佐渡の場合この対象となる方はどのぐらいのパーセンテージでマイナ保険証に切り替えているのですかという問題。国も含めて、まだ11.何%だという話が出ているのだけれども、今どうなのかという話。

それと、もう一つはマイナ保険証を持っていない方にも対応するのだろうと思うのだけれども、その対

応は具体的にどうなのか。マイナ保険証の関係も12月で廃止なので多くの国民誤解をしているというのもあるわけなのだけれども、具体的にどうなのか。現在何人、何%でどうなるのか。

最後に、先ほどの独自利用と同じように具体的な利用はどうか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 説明します。

すみません。マイナ保険証の利用率、ちょっと国保と後期、今手持ちがございませんので、国保と後期以外のところについては承知はしておりませんが、後ほどまたその数値についてはお出しできるかと思えます。現在手持ちはございません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 後期高齢者ではない。これ独り親家庭の医療費助成に関わるやつです。手持ちになかったら、下行って持ってきてください。本庁と一緒にしたのだから。後期高齢者で独り親もいるのかもしれないけれども、まれでしょう。だから、そんなの聞かれるに決まっているではないですか。議長、ちょっと持ってきてさせて。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

独り親家庭の医療費助成の受給者数ですが、約950名です。その中でマイナ保険証に切り替えているかどうかという数については承知しておりません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 答弁ないのだけれども、マイナカードがない人はどうするのだ。今900何十人と言ったけれども、日本人、国の統計のような言い方で言うならば若い人ほどマイナカードを持っているのは高いという統計出ているけれども、圧倒的にカードを持っている人が少なかったらどうなのかも含めて、やっぱりきちんと市民が安心できる周知もしなければならぬし、これ市民どれだけ見ているか分かりませんけれども、900何十人だかいたら、そのうち何%だとかつかなくてどうするのか。マイナカード持っていない方との関係はどうなるのか一番最初から聞いているのだけれども、これでもう3回で、私しゃべれないことになってしまうのだけれども、答弁どこがしっかりとしているかな。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

マイナ保険証に切り替わったとしても、マイナ保険証の対象でない方については資格確認書という形で行きますので、市民の方々が医療機関を受診する際に、これまでと変わらず医療が受けられるということです。ですので、問題はないというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 佐和田中学校大規模改修（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 昨年の7月から入札をしまして、今回4回目の入札で、応札が最終的には1社のみということで、なかなかこういったケースは少ないのかなというふうに思うのですけれども、4回ある公告全部私見ながらお話しさせていただくのですが、もちろん物価高騰というのが一番大きな理由かというふうには思いますが、それ以外にもいろいろ試行錯誤しながら入札されているなというふうに思うのですけれども、先ほど言いましたように4回も入札をするということはなかなかないと思うのでけれども、こうなった原因は何かというふうにまず理解されているのかというのをまず1つ。

もう1つ目は、1年かかりましたので、1年その分工事が遅れるということもありますので、そうすると生徒に対する何か影響があるのか、この2つ伺いたいと思います。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

佐和田中学校の改修工事でございますけれども、不調が続いたということでございますが、我々担当課としてはやはり専門技術者、これがなかなか島内でも大規模の工事等が多かったということで、見つからなかったのが原因ではないかなというふうに思っているところでございます。

また、子供たちの影響ということでございますけれども、今回は長寿命化のための工事ということでございまして、老朽化のために御不便ということはおかけしているとは思ってはございますけれども、致命的に学校生活に影響等、大きな支障があるというふうには考えてはございません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 大立地区法面落石対策工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 字の変更について（開田六区地区）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

これより議案第100号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款に分割して行います。

それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 地方交付税の関係ですか、留保財源を今回入れて、これで終わりということになるのか。それで、トータルしてどんなふうになっているのかちょっとお答え願いたい。地方交付税との関係もあるのですが、財調の、これは歳出か。積立てとの関係も含めてもし関連が、議案一体の原則に反した分割付託やっているものですから、ちょっと我々分かりにくいもので、これこの前の研修でも違法だということもあったのですが、ちょっとその辺も含めて全体像として教えてください。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

地方交付税につきましては、今回の7月に決定のほうございまして、普通交付税と臨時財政対策債合わせて前年度比較で約1億千数百万円ほど減額というふうになっております。予算に関しましては、当初予算で見た数字よりも1,000万円弱ほど増というところになっておりますので、今のところこの金額でいくものというふうに考えています。また、昨年度までは追加交付というところで国のほうが補正予算のほうを行いまして、過去、昨年からおとし、その前と3年間追加交付というものがございましたが、今年のところはまたそういう状況があるというところは知らされてはいないというような状況になっております。財調につきましては、今回繰越があった関係で、その分一定程度積み立てた部分、それから繰入れから減額した部分ございます。この後につきましては、そういう交付税の追加交付がもしあれば、またそういう財調のほうにも影響あるかもしれませんが、今のところそういった状況ではないというふうな状況になっております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、臨時財政対策債は、これ満額今回で借り切るという考え方でいいですね。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

今回も発行可能額のほうが示されたというところで、通常であれば年度内に借り入れるというふうになります。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 総務費の関係で聞いておきます。ページでいうと21ページ、今回の補正は職員の異動に伴う人件費のやりくりが主なのですが、ちょっと分かりにくいので、聞くのです。つまりここに会計

年度任用職員の給料は、例えば総務一般管理費でいうと三角になっているのだけれども、下に行くと今度は130万円増えているみたいなところ、全体があるので、それどうなのかということです。

会計年度任用職員の関係でいうと、最低賃金が上がりました。10月1日から新潟県の場合は適用です。そういうものも含まれているのかどうなのか。総務省の昨年12月通知によると、地域の実情に合わせた会計年度任用職員の賃金はしっかりやりなさいよという中で、具体的に最賃も含めてという通知が出されているわけなのですが、どの辺どうなのかというのを教えていただきたい。全体として、ほかの課も含めて会計年度任用職員の分が増えたり、また一方で減ったりというのが起こっているの、どういうふうに見たらいいのかちょっと分かりにくいというので教えていただきたい。

2点目は、一般管理費の中のところの外部人材の事業費の三角900万円です。これ具体的には行革あたりのものかなと思うのだけれども、説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

会計年度任用職員の賃金と異動につきましては、議員おっしゃられたとおり最低賃金に伴うもの、新潟県のほうは54円引上げという形の中で、それに対応すべく経費を見込んだものが今回計上させていただいております。この款ごとの中にそれぞれの人件費等の増減が入っているもの、それから全体経費の中で2款のほうに一括もっておるもの等がございますので、その辺で増減のほうが出てきております。それから、特別会計等のものも含まれるものがございます。

900万円の関係でございます。行革の外部人材を招聘したいというところで、7月1日からをめぐりまして、国の制度を使いまして交渉しておりましたが、適任というところができないというところで、今回その予算につきまして、9か月分の900万円ということでもっておりましたが、それを減額させていただくものでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） ちょっと聞き逃したのかもしれない。10月1日の分の会計年度任用職員の最低賃金の部分がここに入っているということだと思うのです。と言ったのだと思うのだけれども、言うまでもなく最低賃金はフルタイム、パートも含めてなので、そういうものも含めて全部入っている。私の記憶だと、時によって若干変わるのだけれども、会計年度任用職員全体で1,400人ということだったのだけれども、そうすると賃金体系も全体として変えたということですね。職種によって大分違いがありますよね。保育士の会計年度の職員と一般事務の職員でも単価の差があった。そういうのを今回これに合わせて変えたということですね。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

会計年度任用職員の中で月給の方もおられますので、それを時給単価に直しまして、それに見合う額というところで、54円以上を全体の中で引き上げるという形でここで網羅しております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び 2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費及び 4 款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費及び 4 款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、6 款農林水産業費及び 7 款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 予算の議案の一体性がない分割付託なものですから、分からないので、簡単なことなので、教えていただきたい。33ページの畜産振興事業における家畜診療所の負担金が1,200万円。何か今ここで増えるものなのかなというのをちょっと疑問に思うのですが、その辺教えてください。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

家畜診療所の負担金でございますけれども、令和2年1月から令和6年3月末まで家畜診療所の獣医師が不在となっておりますけれども、このたび新しく2名雇用となりましたので、応分の運営費の負担を市でするものでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費及び 7 款商工費についての質疑を終結いたします。

8 款土木費及び 9 款消防費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費及び 9 款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10 款教育費及び 11 款災害復旧費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

10 款教育費及び 11 款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第100号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終結いたします。

議案第101号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

これより議案第109号 令和5年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款に分割して行います。

それでは、本案の歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

本案の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、本案の歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費から 3 款民生費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費から 3 款民生費までについての質疑を終結いたします。

4 款衛生費から 6 款農林水産業費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） どこで聞いていいのか分からないので、ここで聞きますが、せっかく代監も来てくれているので、意見書も拝見をさせていただきました。令和 5 年度についてはちょっと問題にもなったけれども、創業・事業拡大支援事業について随時監査をして、かなり厳しい指摘をしているわけですが、この問題は令和 4 年度までだったからということなのか、全くその辺が指摘をされていないような気がするのですが、いかがですか。

○議長（金田淳一君） 渡部代表監査委員。

○代表監査委員（渡部直樹君） お答えします。

今回の決算につきましては、令和 5 年度の決算でございます。議員御質疑の 3 月に提出しました随時監査につきましては、令和 4 年度までの部分でございますので、今回の部分につきましては、その部分についての特に監査を行っておるわけではございませんでしたので、その部分については記載しておりません。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） もちろん令和 2 年度から令和 4 年度までの随時監査でやったのだけれども、令和 5 年度の決算をくくっての監査として見たときに、令和 4 年度までこうだったから、この問題はどうかという視点で当然見るものだろうというふうに私は理解をしていたわけで、そういう点でいうと令和 5 年度はこういった問題は全く問題なかったという認識でよろしいですね。我々議会の決算というと、そんなに書類までめくったりはできないわけではないのですが、しませんものですから、一応今後委員会で、これも分割付託で違法なのですけれども、審査をするときの参考にしたいと思うので、問題なかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（金田淳一君） 渡部代表監査委員。

○代表監査委員（渡部直樹君） お答えします。

問題があったかなかったかということにつきましては、今回、昨年もお答えしたと思うのですが、まず決算審査の部分については決算の形の部分を確認するというのが重点でございます。随時監査や定期監査の部分については個々の書類、監査資料をいろいろ取り寄せた上でヒアリングをして、細かく監査をさせていただいているのが現状でございます。そういった意味では、まず決算審査というところの部分で理解をしていただきたいというのが 1 つでございます。

あとは昨年度の監査につきましては、当然昨年度中にやっております。ですから、令和２年度から令和４年度の監査であったとしても、執行部、担当課や担当部長に対してもいろいろと諸所の問題なり、監査委員としての意見を述べて、監査の途中であったとしましても、こういった問題があるのではないかということでお話はさせていただいておりますので、その中で最終的に決算を組んでいる部分もあると思いますので、そういった部分に鑑みて、問題なかったのかあったのかということの結論を出すのではなくて、またそれはこの後それぞれの監査をしたところで結論づけていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

４款衛生費から６款農林水産業費までについての質疑を終結いたします。

７款商工費から９款消防費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

７款商工費から９款消防費までの質疑を終結いたします。

１０款教育費から１４款予備費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

１０款教育費から１４款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第１０９号 令和５年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

次に、議案第１１０号 令和５年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第１１０号についての質疑を終結いたします。

議案第１１１号 令和５年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第１１１号についての質疑を終結いたします。

議案第１１２号 令和５年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第１１２号についての質疑を終結いたします。

議案第１１３号 令和５年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 令和5年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 令和5年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 令和5年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 令和5年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 令和5年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 令和5年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 令和5年度佐渡市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号から議案第122号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第3号、陳情第8号、陳情第11号

○議長（金田淳一君） 日程第6、請願第3号、陳情第8号、陳情第11号については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管する委員会に付託をいたします。

○議長（金田淳一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は9月11日水曜日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時38分 散会